最終更新日：2019年4月1日
株式会社セレス
代表取締役社長　都木　聡
問合せ先：管理本部　03-5797-3347
証券コード：3696
https://ceres-inc.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、上場企業として長期的な視野に立った企業価値の最大化を図るための体制構築をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、「経営の効率化」の推進と「コンプライアンスの強化」を図るべく経営管理組織の充実を図っております。
現在、経営体制については、経営環境に係る評価を共有し迅速な経営判断を行うため、業務執行を実際に行う社内取締役が中心となり経営に当たっております。取締役会は取締役8名で構成され、うち2名は社外取締役であり業務執行機関に対する監督機能を強化しております。監査役会は社外監査役3名で構成され、各監査役が独立した立場から公正な監査を実施できる体制となっており、会計監査人と連携して監査機能の一層の充実を図っております。
当社は、事業をとりまく状況変化のスピードが早いインターネット関連業界に属しており、経営の機動性を確保すると同時に透明性及び健全性を高め、株主、顧客、ユーザー、及び従業員等のステークホルダーからの信頼性を確保することが経営の最重要課題の一つであると認識しております。
情報管理を徹底するとともに、必要な情報開示を遅滞なく適切に行い、ステークホルダーに対する説明責任を果たしてまいりたいと考えております。また、コンプライアンスの強化を図るため、内部監査制度の強化、プライバシーマークでのルール厳守等を梃子にしたサービス品質の向上等、積極的に対処しており、今後とも社内体制の充実に真摯な姿勢で臨んでいく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2-1．インセンティブ報酬】
当社取締役の報酬は、現状、基本報酬（現金報酬）のみとなっております。その決定においては、社内取締役の相互評価の結果を反映して原案を作成し、独立社外取締役の意見を聴取した後に代表取締役が最終決定しております。一方、2019年3月開催の定時株主総会において、取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様と同じ視点に立って経営にあたることを目的として譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。

【補充原則4-10-1．指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】
当社は、監査役会設置会社であって、独立社外取締役（2名）は取締役会の過半数には達していない場合に該当しておりますが、指名・報酬にかかる諮問委員会は設置しておりません。役員報酬の決定その他経営上の重要な事項については、独立社外役員への事前説明を行い、適切な助言を得ており、取締役会の客観性は十分に確保されているものと考えております。

【補充原則4-11-1．取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
当社の取締役会の員数は、定款で定める員数である3名以上とし、当社の各事業に関する知識・経験・能力等のバランスや多様性に十分配慮して候補者を選定しております。現時点ではジェンダーや国際性を十分に考慮したと言える取締役会の構成にはなっておりませんが、今後、経営戦略の観点も鑑み、女性及び外国国籍の取締役候補の確保に向けた検討を進めてまいります。

【補充原則4-11-3．取締役会の実効性に関する分析・評価の概要】
当社では、現時点では取締役会の実効性に関する定期的な分析・評価は実施しておりませんが、取締役会において、実効性向上のための課題について議論しており、今後は、取締役会の実効性に関する分析・評価の実施を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【補充原則1-2-4．議決権の電子行使を可能とするための環境作り】【補充原則3-1-2．英語での情報の開示・提供】
当社は、2019年3月開催の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームに参加し、議決権行使を行いやすい環境の整備をしております。また、当社は、海外投資家の議決権行使に係る適切な環境整備の一環として、株主総会招集通知に関し、いわゆる狭義の招集通知の英訳を実施し、当社ホームページ（https://ssl4.eir-parts.net/doc/3696/announcement/49259/00.pdf）に掲載しております。

【原則1-4．いわゆる政策保有株式】
政策保有株式については、対象企業との業務連携及び情報共有等から得られるシナジー効果を慎重に検討したうえで限定的に保有することを基本方針としております。また、継続保有の判断については適宜見直しを行い、保有意義が不十分な銘柄については縮減を進めていきます。
政策保有株式に係る議決権行使については、①対象企業が適切なガバナンス体制を持っているか、②上記シナジー効果が最大限発揮され当社の企業価値が増大するか等を考慮のうえ判断しております。

【原則1-7．関連当事者間の取引】
当社では、役員及び役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反の生じるおそれのある取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、会社法及び当社の取締役会規程に基づき、取締役会における事前承認を求めております。

【原則2-6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は企業年金制度を導入しておりません。

【原則3-1．情報開示の充実】
(1)当社の経営理念はウェブサイト（https://ceres-inc.jp/vision/）に掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。また、当社ウェブサイト及び有価証券報告書においても記載しております。

(3)各取締役の報酬については、以下の手順により取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。
①各社内取締役が自身を含む全取締役の業績への貢献等を基に報酬案を策定し代表取締役社長に提出
②代表取締役社長が各報酬案を精査し最終報酬案を策定
③最終報酬案に対する社外取締役の意見を聴取
④代表取締役社長が報酬を決定

(4)取締役候補の選定については、以下の設定基準をふまえ取締役会で決定しております。
①当社の経営を的確、公正かつ効果的に遂行できる知識及び経験を有していること
②経営環境等を客観的に分析・判断する能力を有していること
③法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有していること

取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準をふまえ取締役会で決定いたします。
①公序良俗に反する行為があった場合
②健康上の理由により職務継続が困難となった場合
③選定基準に定める資質が認められない場合

監査役候補につきましては、法律や財務等に関する高い専門性や幅広い知見を有していること、客観的かつ中立的な立場から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、監査役会の同意を得た上で選定及び指名を行っております。

(5)社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲及びその概要】
当社は、社内規程において、取締役会と経営陣の権限を明確に定めております。取締役会は、法令・定款に定める事項のほか、金額規模・経営戦略上の重要性を鑑みて、業務執行機関へ裁量を与え、業務執行の柔軟性・迅速性を確保しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準を考慮しております。なお、独立社外取締役の独立性判断においては独自で定めた以下の基準に該当しないことを要件としております。

○セレス関係者
・本人がセレスグループの出身者
・過去5年において家族がセレスグループの取締役、執行役員、監査役、経営幹部

○主要取引先関係者
セレスグループにおいて過去3年間継続して連結売上高の3%以上を占める重要な取引先の取締役、執行役員、従業員

○専門的サービス提供者（弁護士、会計士、税理士、司法書士等）
セレスグループから過去5年に年間3,000万円以上の報酬を受領している場合

○その他
・取締役の相互派遣の場合
・その他の重要な利害関係がセレスグループとの間にある場合

【補充原則4-11-2. 取締役・監査役の兼任状況】
当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、十分な時間と労力をその業務に充てております。なお、重要な取締役・監査役の兼任状況は、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役及び監査役に対し、当社の説明会、事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。また、取締役及び監査役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練について費用を負担することで、取締役及び監査役としての役割及び責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】
持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、株主を含む投資家と積極的な対話を行い、得られた知見を適切に経営に反映させていくことが重要と認識しております。代表取締役社長及び人事・総務グループがIR体制を整備し、株主からの質問や投資家からの取材に積極的に応じております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
有限会社ジュノー・アンド・カンパニー	1,180,000	10.70
インキュベイトキャピタル5号投資事業有限責任組合	1,000,000	9.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	875,500	7.94

高橋　秀明	851,000	7.71
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	689,700	6.25
都木　聡	562,000	5.09
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	540,000	4.89
株式会社サイバーエージェント	500,000	4.53
大和証券株式会社	431,700	3.91
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	391,214	3.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はございません。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畑　慎也	他の会社の出身者											
多田　斎	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑　慎也	○	―――	企業実務において豊富な経験と知識を有しており、システム部門を中心に当社の経営監督機能の強化にその資質を活かしていただけると判断し、社外取締役に就任していただいております。また、当社との間に特別な関係はなく、さらに、当社経営陣と利害関係もないことから、高い独立性を有していると判断され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。

多田　斎	○	―――	長く証券会社において役員・代表者を歴任され、企業経営の実務において豊富な経験と見識を有しており、当社の経営監督機能の強化にその資質を活かしていただけると判断し、社外取締役に就任していただいております。また、当社との間に特別な関係はなく、さらに、当社経営陣と利害関係もないことから、高い独立性を有していると判断され、一般株主と利益相反が生じるおそれはない独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査は、有限責任監査法人トーマツが実施しております。監査役は会計監査人と定期的に会合を設け、監査計画や監査の方法及び結果について報告を受けるとともに、随時意見交換を行い連携強化に努めております。
内部監査につきましては経営企画室の内部監査担当が主幹となり実施し、事前に策定した内部監査計画に従い内部監査を実施し、結果について代表取締役社長に報告するとともに監査役にも共有する体制となっております。
また、監査役、会計監査人、内部監査担当は定期的に意見交換等を行っており、相互の連携を強化することで適切な監査を実施できる環境を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
楽山　千勢	公認会計士													
高橋　由人	他の会社の出身者										○			
上杉　昌隆	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
来山　千勢	○	―――	公認会計士として専門的見地並びに豊富な経験と知識を有しており、当該見識等をもとに客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけると判断し、常勤監査役に就任いただいております。また、来山氏は当社経営陣と利害関係もないことから、高い独立性を有していると判断され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
高橋　由人	○	当社に経営コンサルティングサービスを提供していただく株式会社エグゼクティブ・パートナーズの顧問に就任しております。ただし、当社の担当コンサルタントは高橋氏以外が担い、かつ、取引金額も僅少であるため当社の「主要取引先」には該当せず、当社の独立役員として指定することに問題はないと判断しております。	金融機関を中心としたこれまでの経験と幅広い見識を有しており、当該見識等をもとに客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけると判断し、非常勤監査役に就任いただいております。また、同氏は当社経営陣と利害関係もないことから、高い独立性を有していると判断され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。
上杉　昌隆	○	―――	弁護士として専門的見地並びに豊富な経験と知識を有しており、法的観点から公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけると判断し、非常勤監査役に就任いただいております。また、上杉氏は法律事務所を開設しておりますが、当社との間に特別な関係はなく、さらに、当社経営陣と利害関係もないことから、高い独立性を有していると判断され、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。また譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに株主の皆様と同じ視点に立って経営にあたることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第14期(平成30年12月期)における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は86,550千円であり、全額が基本報酬であります。なお、報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。

各取締役の報酬については、以下の手順により取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。
①各社内取締役が自身を含む全取締役の業績への貢献等を基に報酬案を策定し代表取締役社長に提出
②代表取締役社長が各報酬案を精査し最終報酬案を策定
③最終報酬案に対する社外取締役の意見を聴取
④代表取締役社長が報酬を決定

監査役の報酬については、監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役についてのサポートは、経営企画室が行っております。具体的には、取締役会の開催に際しては、議案についての事前説明等を行っております。また、必要に応じて適宜、電子メール・電話等により情報を共有しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

○取締役会
当社の取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

○監査役会
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で監査・監督を実施しております。

○経営会議
当社では週1回、原則として常勤取締役及び各部署の責任者が出席する経営会議を開催しております。経営会議は、職務権限規程及び経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。各部門の業務の執行状況が報告され、情報を共有しつつ、十分な議論を行っております。

○会計監査の状況
当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。当社の代表者と監査法人の代表社員の間で定期的に協議を実施し、金融商品取引法及び会社法の規定に基づき、財務諸表の適正性を確保しております。会計監査業務の状況は以下のとおりであります。
a. 会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　加藤　克彦
指定有限責任社員　業務執行社員　小林　弘幸
b. 会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名、その他3名
c. 監査報酬
第14期（平成30年12月期）における監査証明業務に基づく報酬額は28,000千円であります。

○責任限定契約
当社と、社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とするものであります。
なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の機動性や透明性、客観性及び健全性の保持・向上を目的に、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題であると認識し、適正な業務執行及び監査への対応ができる体制の構築を図るために、社外取締役の選任と監査役会の設置による業務執行の監督・監査に重点を置いた、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化、監査法人との連携により、法定期限内の確実な発送に取り組んでおります。
集中日を回避した株主総会の設定	事業年度末が12月であるため、集中日と異なる日に定時株主総会を開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会及びセミナーを開催し、代表取締役社長が業績及び経営方針を説明することとしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表時の年2回、アナリスト・機関投資家に向けて説明会を実施し、代表取締役社長が業績及び経営方針等の説明をすることとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種説明資料、有価証券報告書及び四半期報告書を当社ホームページのIRサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：管理本部 情報取扱責任者：常務取締役 兼 管理本部長　小林　保裕	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社サービスをご利用くださるユーザー様や企業様、株主・投資家の皆様、従業員など幅広いステークホルダーの方々と良好な信頼関係を築き、当社が社会から広く必要とされ永く繁栄できる企業となるべく、様々なＣＳＲ活動に取り組んでまいる方針です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適宜開催の会社説明会等を通じて情報提供を行ってまいる方針です。
その他	当社では女性の活躍促進のため、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備をすすめております。出産休暇及び育児休暇取得実績数は増加しており、出産及び育児経験者からの声を制度に取り入れながら、働く女性をバックアップする体制を構築しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。その概要は以下のとおりです。

「内部統制システム構築の基本方針」

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念、コンプライアンス規程等、コンプライアンス体制に関する規程を当社の取締役・使用人が法令及び社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、取締役会は、当社及び子会社の業務執行が適正に行われるようにするため、内部統制システムの構築と当社及び子会社による法令等遵守の体制確立に努める。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」に基づき適切な方法・期間で保管し、取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理の主管部門を管理本部とし、重要な損失に繋がる可能性のあるリスク情報を管理本部に集約し、リスクに対して適切かつ迅速な対応ができる体制を整える。管理本部は、具体的なリスクを想定・分類し、緊急時の情報伝達と指揮命令を可能とする体制を整備する。また、内部監査担当は、内部監査活動を通じて把握したリスク情報を定期的に代表取締役社長に報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
定時取締役会を毎月開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会には監査役が出席し、意思決定過程の適正性について監査するとともに効率性について必要があるときは意見を述べる。また、業務執行取締役及び事業部長で構成される経営会議を毎週開催し、取締役会付議案件の事前検討を行うほか、取締役会決定事項を各事業部に伝達するとともに、各業務執行取締役及び事業部長の業務執行状況をモニタリングする。

⑤当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
代表取締役社長直属の内部監査担当が、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の使用人の業務執行状況の監査を行い業務の適正を確保する。
取締役会は、当社の役職員を子会社の取締役として派遣し、グループガバナンス体制を整備する。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の主管部門である経営企画室が、子会社から経営上の重要事項について報告を受ける体制を整備する。

⑥監査役がその職務を補助すべきである使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、内部監査担当及び管理本部の使用人に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。当該使用人は、監査役の職務を補助する際には、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の人事評価は当社常勤監査役が行い、人事異動に関しては当該常勤監査役の同意を必要とする。

⑦監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の出席する重要な会議において、当社及び子会社における業務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす事項の報告を行い、監査役が報告を求めた場合には、迅速かつ適切に報告を行う。監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。

⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当社の重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、業務執行取締役及び重要な使用人に説明を求めることができる。また、監査役は、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施し、必要に応じて、法律顧問、税務顧問と会合を持つことができる。監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、速やかにこれに応じる。

⑨財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
財務報告の適正性と信頼性を確保するため、必要な体制を経営企画室に設置し、財務報告に係る業務プロセスの統制が有効に機能しているかを定期的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。評価のプロセス及び結果並びに改善状況は、取締役会が監督する。

⑩反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制
当社及び子会社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底する。反社会的勢力への対応については、警察関連組織や弁護士等の外部専門機関と連携し情報収集に努め、組織全体で対応し従業員の安全を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については、Ⅳ 内部統制システム等に関する事項　1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況　「内部統制システム構築の基本方針」　⑩反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制に記載のとおりです。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

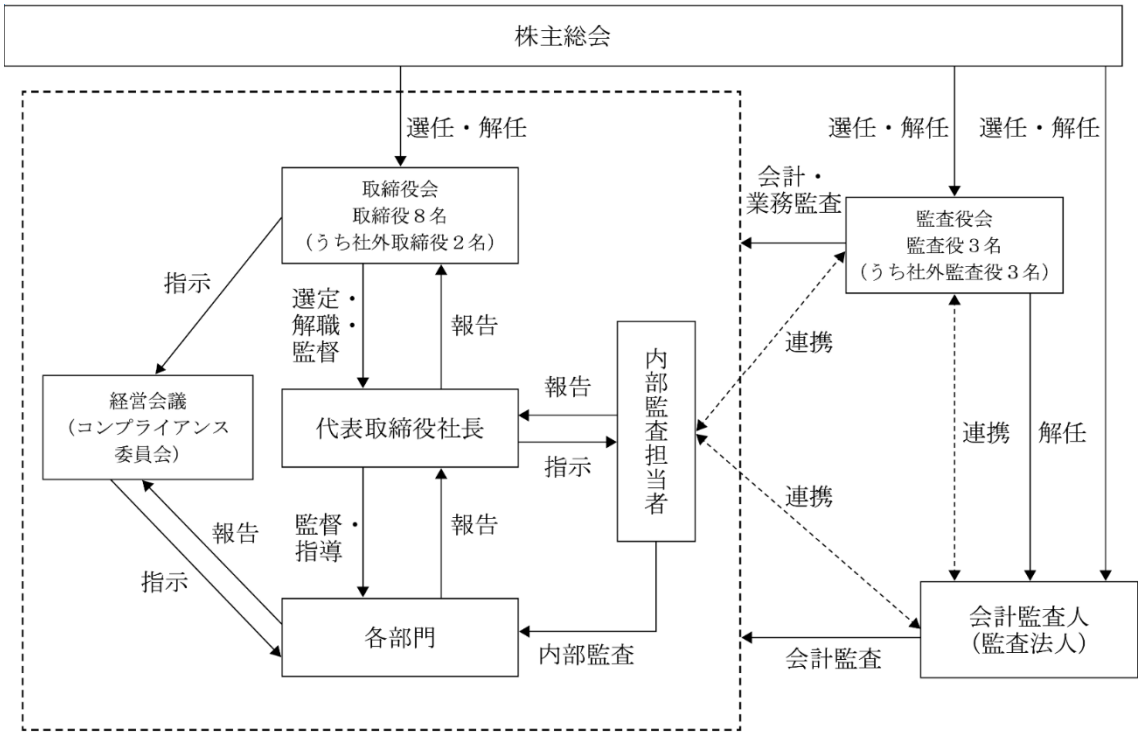
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

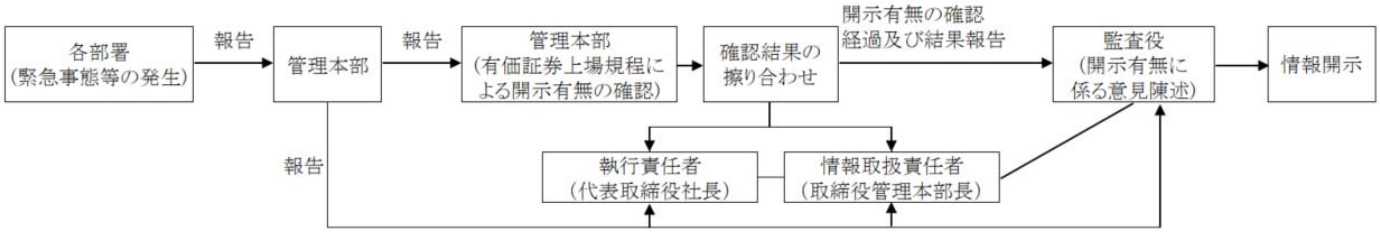
該当事項はございません。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

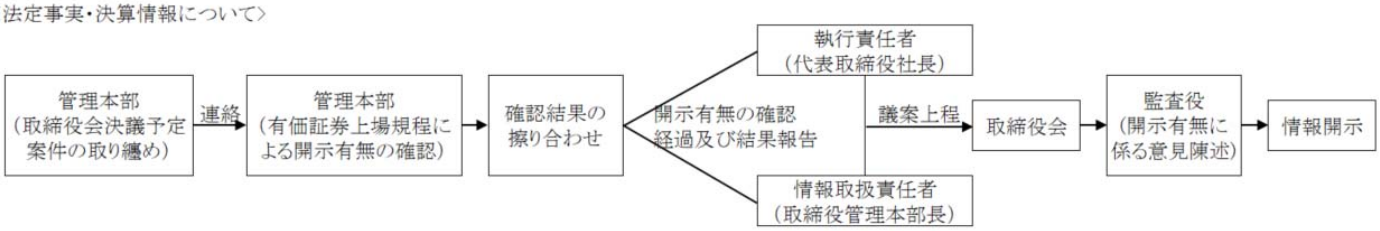


【適時開示体制の模式図】

〈発生事実について〉



〈法定事実・決算情報について〉



以上